

平成30年度 墨田区社会福祉協議会事業計画

○ 基本方針

近年では、高齢者の孤立・孤独死、児童虐待などの事例がより顕在化し、大きな社会問題となっています。こうした課題は行政施策や公的サービスだけでは解決しにくく、地域での共助の取り組み、すなわち地域福祉活動の重要性がクローズアップされています。墨田区社会福祉協議会では、こうした地域に内在する様々な福祉課題について、平成28年度に改定した『第3次墨田区地域福祉活動計画』に基づき区民と関係機関等が協力しながら主体的に解決していくことができるよう各種活動を展開していきます。

具体的には、28年度から区内2ヶ所（キラキラ茶家、ガランドール）で実施している「地域福祉プラットフォーム事業」では、住民主体の支えあい活動と福祉関係機関による専門的な支援とをつなぐ拠点として、地域に認知されています。専任のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置し、生活課題を抱える住民の相談を一元的に受け、専門機関と住民とが持続的に協力して解決にあたれるよう努めます。

また、小地域福祉活動事業では、町会・自治会エリアを単位に地域住民による見守り・声かけ、戸別訪問などの地域の実情に合った「小地域福祉委員会」の推進を図るとともに、町会会館等で誰もが気軽に集い交流ができる「ふれあいサロン」、学校や福祉施設等を活用した広域の「拠点型ふれあいサロン」、障害児を中心とした親子の交流の場である「おもちゃサロン」の推進を図ります。その他、生活支援コーディネーターとして、住民主体の地域資源の開発や、関係機関とのネットワーク強化などに努めます。

次に、ボランティア活動では、首都直下型地震や風水害等の大規模災害時に社会福祉協議会が担うこととなる「災害ボランティアセンター」について、設置訓練の実施や計画的な資器材の整備・備蓄、災害ボランティア講座の開催など、災害に備えノウハウを蓄積し、活動体制の充実を図ります。さらには近隣各区の社会福祉協議会と災害時の連携強化に努めます。また、ボランティア活動者の発掘・育成に取組み、区民のボランティア活動への積極的な参加を促すとともに、地域福祉・ボランティアフォーラムや、ボランティアまつりなどの啓発イベントを開催します。

さらに、「住民参加型在宅福祉サービス」では、子育て世帯・高齢者・障害者等への支援の拡充を図ります。この支援活動への協力者の発掘については、町会・自治会、企業、団体等と連携し、説明会や交流会を開催することにより、地域住民等に対する事業のPRを図ります。また、介護保険法の改正に伴ない、予防給付事業の一部が、墨田区が実

施主体となる介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、「すみだハート・ライン21事業」の枠組の中で実施していることから、行政サービスと合わせて引き続き区民の自立生活のサポートに努めます。また、同じく介護保険法の改正に伴ない配置している「生活支援コーディネーター」により、各種のサービスを「総合的にコーディネート」します。

次に、自立生活への支援体制づくりでは、福祉サービス権利擁護センターにおいて、判断能力が低下した方とその家族を総合的にサポートしていきます。特に成年後見制度については、今年度も制度の普及・啓発に努めるとともに、市民感覚で本人に寄り添う「市民後見人」の育成を図るとともに、法人後見監督人の立場で支援します。

一方、低所得世帯、高齢者・障害者世帯等に対し、経済的自立、生活意欲の助長と安定した生活を促進することを目的とする各種資金の貸付けを行います。

その他、地域福祉を取り巻く社会状況の変化や法律・制度の変更、多様化する福祉ニーズに柔軟に対応するよう、随時事業の見直しを行うとともに、新規事業の立ち上げを検討していきます。

また、こうした事業を実施するための財源は、墨田区などからの補助金や委託金といった公的財源がかなりの部分を占めますが、会費・賛助会費、寄附金といった自主財源の確保が必要不可欠となっています。

引き続き、当社会福祉協議会に対する区民、区内企業等の理解を深めていただけるように努め、自主財源の確保に取り組んでいきます。

○ 墨田区社会福祉協議会事業計画

1. 墨田区社会福祉協議会の基本的な組織活動

(1) 組織・活動基盤の強化

ア 引き続き賛助会員の増加及び寄附金確保に努めます。

イ 理事会や第3次地域福祉活動計画の推進組織などを通し、事務事業の見直しのための検討を進めます。

(2) 普及啓発

当社会福祉協議会の各種活動に対する区民の理解と協力を得るために、社協だよりの紙面の充実、ホームページ、フェイスブックページによる情報発信、各種パンフレットによるPRに加え、アニュアルレポート（活動報告）を作成します。また、職員一人ひとりが当社会福祉協議会の広報マンとなって活動するとともに、墨田区

の行事等への参加、区のお知らせやケーブルテレビなどの各種メディアの活用等を通して、広く当社会福祉協議会活動に対する理解を深めていただくことに努めます。

今年度、新たにホームページをリニューアルし、これまで以上に多くの情報を迅速に発信します。音声読み上げシステムのほか多言語対応も導入、また視覚障害者向けの『墨田社協声のお知らせ「ひびき」』のデジタル版発行等さらなる情報提供のバリアフリー強化に努めます。

(3) 会議の開催

理事会をはじめ評議員会、その他の各種会議を開催し、経営視点に立った事業運営に努めます。

また、区内の社会福祉法人の情報交換のほか、各法人が実施する社会貢献活動を支援することを目的とした墨田区社会福祉法人連絡会（仮称）の設置を図ります。

2. 地域のコミュニティづくり

(1) 小地域福祉活動の推進

これまでの実践を活かし、その地域の特性に合った小地域福祉活動の新規拡大に努めます。今年度は、小地域福祉委員会を35地区で実施します。

(2) ふれあいサロン事業の推進と小地域福祉委員会への拡大

ふれあいサロン活動実践地区の新規拡大に努め、今年度は、ふれあいサロンを25地区で実施します。また、既存のふれあいサロン活動実践地区が、小地域福祉委員会へ拡大・移行するよう支援します。

(3) 拠点型ふれあいサロン活動の充実

小学校や児童館等を活用した拠点型ふれあいサロンを4ヶ所で実施します。地域とのかかわりの少ない方の交流の場として、また、子どもや高齢者などの世代を超えた交流の場として実施するとともに、子どもにとっての地域教育・福祉教育の場となるよう推進します。また、この活動を通して地域福祉活動の担い手を育成していきます。

(4) おもちゃサロン活動の充実

障害のある子どもを中心に地域の子どもや親同士の交流の場である「おもちゃサロン」事業は、今年度で10周年を迎えます。ボランティアセンターとみどりコミュニティセンターでの定期的なおもちゃサロンのほか、10周年記念イベントを開催します。

また、ボランティアセンターの障害児専用の時間を増やすほか、特別支援学校や障害児施設等へおもちゃトラックを活用して出張し、障害児向けの支援を充実させます。

(5) 地域福祉プラットフォームの充実

区内2ヶ所に設置し、次のような活動を行います。

①キラキラ茶家（京島三丁目）

毎週火曜・木曜 午前11時～午後4時

②ガランドール（石原四丁目）

毎週月曜～金曜 午前11時～午後4時

ア 相談機能

民生委員・児童委員や地域の福祉活動者の協力のもとに、地域住民の困りごと相談にワンストップで対応できる場とします。

イ 地域住民と福祉関係者が集う拠点機能

小地域福祉活動などの地域の活動者の拠点として、「ふれあいサロン」や「おもちゃサロン」を実施するほか、飲食や歓談ができるスペースを用意し、誰もが気軽に集える居場所、世代間交流のできる場とします。

ウ コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置

前記2ヶ所の地域福祉プラットフォームにコミュニティ・ソーシャル・ワーカーがそれぞれ1名常駐し、生活課題を抱える個人や地域が抱える個別課題の相談に応じ、小地域福祉委員会などの住民組織による地縁的な支援と、福祉関係機関による専門的な支援を有機的に組み合わせて、解決に導くコーディネートを行います。また、解決後には近隣住民の協力のもとに再発の防止に努め、地域の福祉力（共助力）の向上を図ります。

(6) 町会・自治会が行う地域福祉活動への助成

町会・自治会に対して、地域福祉活動の実績を考慮した地域福祉活動助成金を交付することにより、地域福祉活動の推進を図ります。

3. 児童等の福祉事業

(1) おもちゃサロン事業の実施

4. ひとり親家庭福祉事業

(1) 私立母子生活支援施設への運営費の一部助成

(2) ひとり親家庭支援団体への運営費の一部助成

5. 高齢者福祉事業

(1) 歩行に支障のある方等への杖の贈呈

(2) 墨田区老人クラブ連合会への助成

(3) 介護保険法改正への対応

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正に伴ない、墨田区では、介護予防給付（対象者：要支援１・２）のうち訪問介護・通所介護について、区が実施主体となる介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、これを受けて当社会福祉協議会では、すみだハート・ライン２１事業の枠組みの中で、訪問型サービスＢ事業として実施しています。

イ 生活支援コーディネーターの設置

「生活支援コーディネーター」を配置し、当社会福祉協議会内の各種事業を横断的に調整するほか、住民主体の地域資源の開発や、関係機関とのネットワーク強化などに努めます。

6. 障害者福祉事業

（１）墨田区障害者団体連合会への助成

（２）おもちゃサロン事業の実施

7. 自立生活への支援

（１）福祉サービス利用の総合支援

福祉サービス権利擁護センターにおいて、福祉全般の情報提供や弁護士による法律相談、福祉サービス利用援助、財産保全サービス、成年後見制度等の各種相談を総合的、一体的に行います。

（２）市民後見人の養成・支援

後見人の担い手は、親族、弁護士や司法書士等の専門職が大多数ですが、一方で市民感覚で本人に寄り添う社会貢献型後見人である「市民後見人」の養成を推進し、法人後見監督人の対場で支援していきます。

（３）成年後見制度の利用支援

親族後見人に対する法律相談や、成年後見制度申立費用貸付事業などを実施するとともに、後見人サポート並びに地域ネットワークの活用に取り組み、利用の推進を図ります。

また、区長申し立て以外の成年後見制度を利用している方で、成年後見人等に対する報酬費用を負担することが困難である方に対し助成を行います。

新たな取り組みとしての法人後見事業について、事業開始に向けて具体的準備を開始します。

（４）苦情対応

福祉サービスの利用に関し、利用者等からの苦情調整・解決を適切に処理する第三者機関として設置した「苦情調整委員会」について、引き続き周知を図り適正な運営

に努めます。

8. 資金の貸付

(1) 応急小口資金貸付事業

不時の出費に役立てるため、低所得世帯等に対して、応急に必要とする小口資金を無利子で貸し付けます。

(2) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

金融機関や公的貸付制度からの借り入れが困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、下記の各種資金を貸し付け、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした制度で、民生委員の協力を得て実施します。

ア 福祉資金

出産・葬祭、住居の移転、福祉用具の購入、災害を受けたことによる臨時出費等、必要な経費を貸し付けます。

イ 教育支援資金

学校の授業料や入学金を貸し付けます。

ウ 総合支援資金

失業・住宅喪失等の状況から生活再建をめざす世帯に対して、住宅入居費、生活支援費などを貸し付けます。

エ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けます。

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭に対して、訓練促進資金を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的としています。

9. 緊急生活困窮者援護事業

緊急に援護を必要とする生活困窮世帯等に対し、生活見舞金を支給します。

10. 歳末たすけあい事業

共同募金運動の一環として歳末たすけあい運動を実施し、その募金を在宅重度障害者への見舞金や翌年度の地域福祉活動事業の財源として活用します。また、募金の活用方法については、当社会福祉協議会が事務局を担っている東京都共同募金会墨田地区配分推薦委員会において協議しています。

11. ボランティア活動の推進

(1) 災害ボランティア活動体制の整備

ア 災害ボランティア講座を実施し、地域住民が災害ボランティアの役割や災害ボランティアセンターの機能を学ぶことで、災害時に必要なボランティアの育成と啓発を図ります。

イ 災害ボランティアセンターの立ち上げ等に必要な資機材を計画的に整備し、ボランティアや被災者が安心できる環境整備に努めます。

ウ 当社会福祉協議会職員が計画的に災害ボランティア研修を受講し、災害ボランティアセンターの運営に必要な知識・情報を得ることで、常に災害に備えます。

エ 墨田区や城東ブロックの各区ボランティアセンター、青年会議所、NPOなどと情報交換会を行うとともに、区の総合防災訓練等にも積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。特に、城東ブロック内での災害ボランティアセンターの設置・運営訓練に参加することにより、ブロック内の各区ボランティアセンターやNPO等と、災害時に協力し合える関係づくりを進めます。

オ 区と連携し、職員等による災害ボランティアセンター立上げ訓練を行います。

(2) ボランティア活動者の人材発掘・育成

ア これまでボランティア活動に参加経験のない人に活動のきっかけを提供するため、体験型のボランティア入門講座の開催等により、人材発掘・育成に努めます。

イ 活動の継続が難しくなってきたボランティアグループ等の相談に応じ、人材確保や育成について協議し、支援に努めます。

ウ 児童・生徒のボランティア活動をより推進するため、夏！体験ボランティア事業の実施をはじめ、ボランティア活動普及事業指定協力校を指定します。

(3) ボランティア活動の普及・啓発

ア 「すみだボランティアまつり」の開催

ボランティア活動への理解を促進するため、区内の小学校を会場に、ボランティア団体の活動紹介、ボランティア体験、福祉バザーなどを行います。

イ すみだボランティアセンター「すみだ・ボランティアの日」の啓発

「すみだ・ボランティアの日(7月1日)」を、ボランティア活動を始める機会とするため、今年度も地域福祉・ボランティアフォーラムを開催し、ボランティア活動への理解を深め、参加促進を図ります。

12. 在宅福祉サービスの推進

(1) ハート・ライン21事業

住民主体の助けあい活動である住民参加型在宅福祉サービス「すみだハート・ライン21事業」の需要が年々増加しています。住み慣れた地域で安心して生活ができるよう協力会員の確保・増員を図り、行政サービスと合わせて区民の自立生活をサポートしていきます。

(2) ミニサポート事業

事業の普及・啓発を図るとともに、さらなる協力員の確保に向け、説明会の開催や広報活動等を積極的に進め、日常生活でのちょっとした困りごとの解消を図ります。

また、研修を充実させることで協力員の活動を支援していきます。

(3) ファミリー・サポート・センター事業（墨田区からの受託事業）

サポート会員の増加を図り、子育て支援総合センターと子育て支援に努めます。

(4) 車いすの無料貸し出し

車いすを一時的に利用することが必要な高齢者や障害者、病気やケガでお困りの方に、短期間の無料貸出を行います。また、町会や自治会にも貸出します。

(5) 車いす用電動リフトまたはスロープ付き車輦「ハンディキャブ」の貸出し

区内にお住まいの車いす利用者を対象に、通院、レジャーなどの移動手段として利用いただける「ハンディキャブ」を貸出し、社会参加の促進を図ります。